

公益社団法人西条市シルバー人材センター役員の報酬等及び費用に関する規程

平成 23 年 5 月 2 日

改正 平成 23 年 6 月 21 日

改正 平成 24 年 6 月 20 日

改正 平成 28 年 6 月 21 日

改正 令和 8 年 9 月 8 日

（目的及び意義）

第 1 条 この規程は、公益社団法人西条市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の定款第28条第 3 項の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。（定義等）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週 3 日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益認定法第 5 条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第 3 条 センターは、役員の職務執行の対価として次に掲げるところにより報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員 月額報酬
- (2) 非常勤役員 日額報酬

2 前項の規定は、西条市職員又はセンター職員を兼ねる役員については適用しない。

3 役員には、役員賞与及び退職手当は支給しない。

（報酬等の額の決定）

第 4 条 常勤役員の報酬月額、非常勤役員の報酬日額は、別表 1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内として、それぞれ理事会の承認を得て、決定するものとする。ただし、各々の監事の報酬は、監事の協議により決定する。

2 常勤役員が月の途中においてその職に就いたときは、その日から月の月末まで、また、任期満了、辞職若しくは解任等により常勤役員でなくなったときは、月の初日からその日まで、それぞれ日割りにより計算した額の報酬を支給する。

3 前項の規定にかかわらず常勤役員が死亡したときは、その月分までの報酬を支給する。
(報酬等の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、支給日は給与規程第3条を準用するものとする。

2 非常勤役員の報酬は、日額をもって支給するものとし、当月末に支払うものとする。
ただし、支払日が日曜日、土曜日、又は休日（国民の祝日に関する法律[昭和23年法律第178号]に定める休日をいう。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日とする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、現金払いを原則とするが、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込みすることにより支給することができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用の額は、別表3により予算の範囲内において支給する。

(公表)

第8条 センターは、この規程をもって、公益認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成28年6月21日から施行する。

附 則

この規程の変更は、令和8年9月8日から施行する。

別表 1 常勤役員の報酬月額

(1) 1人あたり	25万円までの範囲内
-----------	------------

別表 2 非常勤役員の報酬額

(1) 1人あたり	8,500円までの範囲内
-----------	--------------

別表 3 費用の額

(1) 常勤役員の管内職務に係る費用	職員給与規程第3条及び第25条を準用するものとする。
(2) 非常勤役員の管内職務に係る費用	各非常勤役員の自宅からセンター又は開催場所までの距離（往復）に基づく次の額
ア 5キロメートル未満	185円
イ 5キロメートル以上10キロメートル未満	370円
ウ 10キロメートル以上20キロメートル未満	740円
エ 20キロメートル以上	1,110円
(3) 役員の管外職務に係る費用	旅費規程に定める金額
(4) その他	実費